

令和4年門真市教育委員会第7回定例会

開催日時 令和4年7月25日（金） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第10号 臨時代理による事務処理の承認について
(門真市教育委員会事務局人事について)
- 日程第4 議案第19号 門真市社会教育委員の委嘱について
- 日程第5 議案第20号 令和5年度小学校使用教科用図書の採択について
- 日程第6 議案第21号 令和5年度中学校使用教科用図書の採択について
- 日程第7 報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項第1号に係る報告
- 日程第8 諸報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

出席委員

教育長 久木元 秀平
教育長職務代理者 土川 好子
委員 高橋 元

欠席委員

委員 松宮 新吾
委員 澤田 京子

事務局出席職員

教育部長 鈴木 貴雄
教育部総括参事 峯松 大輔
教育部教育総務課長 十河 大輔
教育部学校教育課長 高山 拓也
教育部学校教育課参事
兼教育センター長 植原 宏仁
市民文化部生涯学習課長

兼門真市立図書館参事 清水 順子

久木元教育長 開会宣告 午後2時

日程第1 会議録署名委員の指名

久木元教育長より 高橋 元 委員を指名

日程第2 会期の決定

本日1日と決定

日程第3 承認第10号 臨時代理による事務処理の承認について
(門真市教育委員会事務局人事について)

説明者 鈴木教育部長

人事異動内容については、別添資料のとおり。

[全委員異議なく、承認]

日程第4 議案第19号 門真市社会教育委員の委嘱について

説明者 清水生涯学習課長

議案書3ページから5ページをご覧ください。

本議案につきましては、現在の委員の任期満了に伴い7名の委員のうち引き続き5名の委員を、新たに2名の委員を社会教育法第15条第2項並びに門真市社会教育委員条例第2条及び第3条の規定に基づき委嘱するものでございます。

今回初めて委嘱いたしますのは、大阪府立門真なみはや高等学校校長の宮田幸四郎氏、門真市青少年指導員の北野泰男氏の2名でございます。

なお、任期は、令和4年8月1日から令和6年7月31日までと

しております。

[全委員異議なく、可決]

日程第 5

議案第20号 令和5年度小学校使用教科用図書の採択について
説明者 植原学校教育課参事

議案書の6ページをご覧ください。

令和5年度に、門真市立小学校において使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令の定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。との規定に基づき採択を行うこととなります。

同一教科書を採択する期間につきましては、義務教育諸学校教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項の規定により、4年間と定められております。

また、令和4年3月31日文部科学省初等中等教育局長通知、教科書採択における公正確保の徹底等についての「令和4年度の教科書採択における留意事項について」において、小中学校用教科書について、令和4年度においては学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和3年度と同一の教科書を採択しなければならないこととされております。

小学校では、令和3年度7ページに掲載しております一覧の教科用図書が採択されております。

[全委員異議なく、可決]

日程第 6

議案第21号 令和5年度中学校使用教科用図書の採択について
説明者 植原学校教育課参事

議案書の8ページをご覧ください。

令和5年度に、門真市立中学校において使用する教科用図書に

つきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令の定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。との規定に基づき採択を行うこととなります。

同一教科書を採択する期間につきましては、義務教育諸学校教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項の規定により、4年間と定められております。

また、令和4年度3月31日文部科学省初等中等教育局長通知、教科書採択における公正確保の徹底等についての「令和4年度の教科書採択における留意事項について」において、小中学校用教科書について、令和4年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和3年度と同一の教科書を採択しなければならないこととされております。

中学校では、令和3年度9ページに掲載しております一覧の教科用図書が採択されております。

[全委員異議なく、可決]

日程第7

報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項第1号に係る報告

久木元教育長より、本件は、個人情報にかかわる部分が含まれ、秘匿にする必要がありますので、非公開にて審議したいとのこと、各委員に諮ったところ、全委員異議なく、了承、非公開にて審議された。

[議事録 省略]

[報告案件終了]

時間 午後2時10分から午後2時14分まで

久木元教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号 1 門真市教育委員会点検・評価検討委員会における諮問及び委員について

説明者 十河教育総務課長

諸報告資料 1 ページをご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、門真市教育委員会点検・評価検討委員会を設置しております。

この度、当該検討委員会を開催するにあたり、学識経験者 2 名に委員として委嘱し諮問することにより、専門的・客観的視点からの意見・助言を求め、門真市教育委員会点検・評価報告書を作成することとしております。諮問の内容につきましては現在ご覧いただいております 1 ページのとおりです。

次に 2 ページをご覧ください。

委嘱する委員につきましては、委員名簿に記載のとおり大阪樟蔭女子大学の萩原雅也教授、関西福祉科学大学の野田文子教授とし、委嘱の期間は、門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の規定により、委嘱又は任命の日から当該報告書の作成を終了する時までとしております。

番号 2 令和 4 年度門真市教育研究指定校について

説明者 植原学校教育課参事

諸報告資料 3 ページをご覧ください。

教育研究指定校制度は、指導方法の工夫改善や生徒指導等、特色ある教育研究活動に積極的に取り組む学校に対して、1 校あたり 20 万円から 30 万円の予算補助を行い、研究推進をサポートするものです。

今年度は、古川橋小学校、上野口小学校、北巢本小学校、新規といたしまして、門真はすはな中学校の 4 校を研究指定校として

決定いたしました。各校の研究主題と要旨は一覧のとおりでございます。

なお、古川橋小学校は今年度が研究指定最終年度となりますので、一覧表でございますとおり、研究成果を市内に発表する予定でございます。また、新規校である門真はすはな中学校においても研究の経過を市内に発表する予定でございます。

—すべての報告が終了—

久木元教育長 閉会宣言 午後 2 時18分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 久木元 秀平

署名委員 高橋 元